

文 書 番 号
年 月 日

住所
氏名 様

野々市市長

野々市市犯罪被害者等見舞金支給・不支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました ^{遺族見舞金} _{傷害見舞金} については、次のとおり決定
しましたので通知します。

- 1 支給します
- 2 支給しません

理由

不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に野々市市長に対して異議申立てをすることができます。なお、異議申立ては、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野々市市を被告として（訴訟において野々市市を代表する者は野々市市長となります。）、提起することができます（なお、処分の取消しの訴えは、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てについての決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。